

# 平成 27 年 4 月分からの年金額の改定について

平成 27 年 4 月分からの年金額は、物価と賃金の伸び、特例水準の解消、およびマクロ経済スライドによる調整を合わせ、**基本的には 0.9% (昭和 13 年 4 月 2 日以降生まれの方は 0.7%) 程度の引上げ**となります。

なお、改定後の年金額は、同年 6 月 15 日支給分(4 月分、5 月分)から反映されることとなりますので、6 月中旬送付の「年金改定証書」にてお知らせします。

## 1 平成 26 年度の年金額について

平成 26 年度までの年金額は、平成 12 年度から 14 年度にかけて、物価下落にもかかわらず、特例法でマイナスの物価スライドを行わず年金額を据え置いたことなどにより、多くの方が、本来想定している年金額（**本来水準**）より高い水準（**特例水準**）で支払われていました。

なお、平成 26 年度の特例水準の年金額は、多くの方が次の式により計算されていました。

退職共済年金（給料比例部分）の年金額（特例水準・従前額保障）

$$= \text{平均給与(給料)月額 (平成 6 年水準)} \times \text{旧給付乗率} \times \text{組合員期間月数} \times \frac{0.961(\text{※1}) \times 1.031(\text{※2})}{\text{ } = 0.991$$

(※1) 平成 26 年度における物価スライド率です。

(※2) 平成 6 年から平成 12 年制度改正までの物価変動率（平成 5 年物価指数に対する平成 10 年物価指数変動率）です。

## 2 平成 27 年度の年金額について


平成 27 年からの年金額は、特例水準はなくなり、本来水準での算定のみとなります。

### ① 年金額の改定のルールについて

毎年の年金額（本来水準）は、次の式により計算されることになっています。

### 退職共済年金（給料比例部分）の年金額（本則）

$$= \boxed{\begin{array}{c} \text{平均給与(給料)月額} \\ \text{(毎年度水準)} \end{array}} \times \text{新給付乗率} \times \text{組合員期間月数}$$

 再評価率を用い、毎年度の水準で再評価されます。

#### 再評価率

→ 67歳までは 前年度の再評価率 × 名目手取り賃金変動率 × スライド調整率（下記②参照）


→ 68歳以降は 前年度の再評価率 × 物価変動率(※3) × スライド調整率（下記②参照）

(※3) ただし、物価変動率が名目手取り賃金変動率より高い場合は、名目手取り賃金変動率を用いる。

ただし、改正前の計算式による年金額（従前額保障）が上記計算式による年金額（本則）を上回る際は、改正前の計算式による年金額（従前額保障）を保障することとされています。

### 退職共済年金（給料比例部分）の年金額（本来水準・従前額保障）

$$= \boxed{\begin{array}{c} \text{平均給与(給料)月額} \\ \text{(平成6年水準)} \end{array}} \times \text{旧給付乗率} \times \text{組合員期間月数} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{従前額改定率} \end{array}}$$

 平成6年から現在までの物価スライド等を累積した率です。

従前額改定率 = 前年度の従前額改定率 × 物価変動率(※3) × スライド調整率（下記②参照）

平成26年度の従前額改定率は、誕生年度に応じて次のとおりです。

昭和12年度以前生まれの方⇒0.986、昭和13年度以降生まれの方⇒0.984

なお、平成26年時点での本来水準の年金額は、多くの方が従前額保障に該当しています。

#### （平成27年度の年金額の改定）

平成27年1月末に発表された平成26年平均の全国消費者物価指数の前年比変動率（物価変動率）は、+2.7%となりました。また、名目手取り賃金変動率(※4)は+2.3%となりました。なお、物価の伸び(2.7%)が賃金の伸び(2.3%)を上回った場合、年金額は法律の規定により、物価ではなく賃金で改定されることになっています。そのため、平成27年度の年金額は、名目手取り賃金変動率**2.3%**をもとに改定されます。

(※4) 名目手取り賃金変動率とは、前年の物価変動率に2年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率と可処分所得割合変化率を乗じたものです。具体的には次のとおりです。

$$\text{名目手取り賃金変動率} \frac{(1.023)}{2.3\%} = \text{物価変動率}(1.027) \times \text{実質賃金変動率}(0.998) \times \text{可処分所得割合変化率}(0.998)$$

(平成27年度) (平成26年の値) (平成23～25年度の平均) (平成24年度の変化率)

## ② マクロ経済スライドについて

マクロ経済スライドとは、平成16年の年金制度改正により導入された賃金や物価の改定率(上記①)を調整して、緩やかに年金の給付水準を調整する仕組みです。これにより、将来の年金受給者である現役世代の年金水準を確保することとされています。具体的には、現役被保険者の減少と平均余命の伸びに基づいて「スライド調整率」(※5)が設定され、その分を上記①の改定率より控除するものです。このスライド調整率は**▲0.9%**(平成27年度)となります。

(※5) スライド調整率とは、現役被保険者の減少と平均余命の伸びに基づいて設定されます。具体的には次のとおりです。

$$\text{スライド調整率} \frac{(0.991)}{\text{▲}0.9\%} = \text{公的年金被保険者数の変動率}(0.994) \times \text{平均余命の伸び率}(0.997)$$

(平成27年度) (平成23～25年度の平均)

## ③ 特例水準の解消について

平成25年9月分までの年金は、過去の物価下落にもかかわらず年金額を据え置いたことなどにより、本来の改定ルールに則った年金額(本来水準)より2.5%高い水準(以下「特例水準」といいます。)で支払われていました。

このため、平成24年に成立した法律により、特例水準の計画的な解消を図ることが定められ、その解消スケジュールに基づき、平成25年10月に**▲1.0%**、平成26年4月に**▲1.0%**(名目手取り賃金変動率と相殺し、実際は**▲0.7%**)の年金額改定が行われ、平成27年4月より特例水準が廃止され、解消が行われました。

なお、上記①の平成26年度における特例水準のスライド率と本来水準の従前額改定率との差は、生年月日により異なる(下表参照)ため、解消幅は次のとおりとなります。

(昭和12年度以前生まれの方)

昭和12年度以前に生まれた方は、特例水準と本来水準との差が**▲0.5%**であったため、その解消幅は**▲0.5%**となります。

(昭和13年度以降生まれの方)

昭和13年度以降に生まれた方は、特例水準と本来水準との差が**▲0.7%**であったため、その解消幅は実質的に**▲0.7%**(※6)となります。

(※6) 平成27年4月に**▲0.5%**の解消のご案内しておりましたが、平成27年4月以降は本来水準でのみ計算することとなります。そのため、実質的な解消幅が0.7%となります。

従前額保障：平成 26 年度(本来水準)の従前額改定率 A と、  
平成 26 年度(特例水準)のスライド率 B との差

	H26 従前額改定率 A	H26 スライド率 B	差 (A - B)
昭和 12 年度以前生まれ	0.986	0.991	▲0.005 (▲0.5%)
昭和 13 年度以降生まれ	0.984	0.991	▲0.007 (▲0.7%)

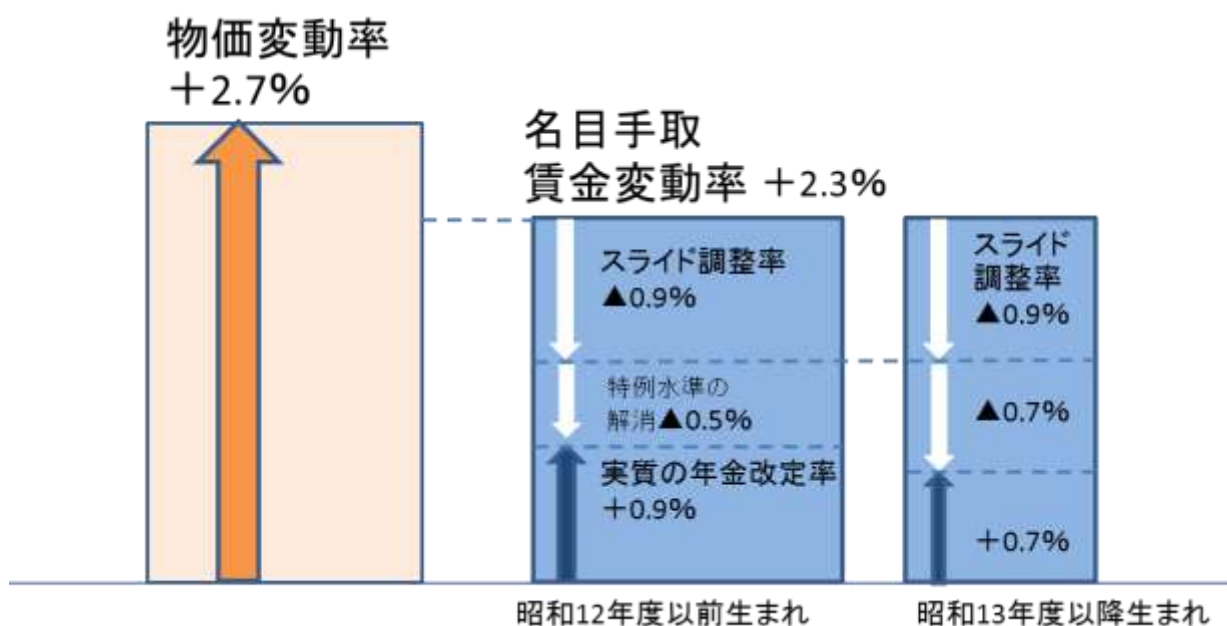
#### ④ 平成 27 年 4 月からの給料比例部分の額について

上記①から③により、平成 27 年 4 月分の年金から、本来の改定ルールに則った年金額の上昇(2.3%)とマクロ経済スライドによる調整(▲0.9%)、誕生年度による特例水準の解消(▲0.5%または▲0.7%)とを合わせ、次のように引上げとなります。

<従前額保障に該当する方>

(昭和 12 年度以前生まれの方) 0.9%

(昭和 13 年度以降生まれの方) 0.7%



- 平成 26 年度は特例水準の従前額保障で決定しており、平成 27 年度は本則で決定した方のうち、昭和 12 年度以前生まれの方は 0.9%以上、昭和 13 年度以降生まれの方は 0.7%以上の引上げとなります。ただし、引上幅は生年月日や組合員期間を有していた時期等によって異なります。
- 平成 26 年度に本来水準で決定していた方は、特例水準の解消がないため、1.4%の引上げとなります。

## ⑤ 平成 27 年 4 月からの給料比例部分以外の額について

給料比例部分以外（定額部分、経過的加算、加給年金額、中高齢寡婦加算等を指します。）の特例水準の解消幅は、誕生年度によって異なることはなく、一律で▲0.5%となります。

よって、平成 27 年 4 月分から、本来の改定ルールに則った年金額の上昇（2.3%）とマクロ経済スライドによる調整（▲0.9%）、特例水準の解消（▲0.5%）とを合わせ、0.9%の引上げとなります。

### 【注意】

- ・ 0.9%（または 0.7%）は年金の改定率の幅であって、平成 26 年度の年金額に上記の率をかけても改定後の年金額と同額にはなりません。
- ・ 年金の種類や組合員期間等によっては、過去の従前額保障に該当し、年金額が改定されない方もいます。

### 3 退職共済年金（従前額保障）の計算例について

#### ① 「加給年金額」、「中高齢寡婦加算」について

区 分		年金受給者の生年月日	平成 26 年度	平成 27 年度
退職共済年金の 加給年金額	65 歳未満の 配偶者	昭和 9 年 4 月 1 日以前	222,400 円	224,500 円
		昭和 9 年 4 月 2 日～昭和 15 年 4 月 1 日	255,200 円	257,700 円
		昭和 15 年 4 月 2 日～昭和 16 年 4 月 1 日	288,000 円	290,700 円
		昭和 16 年 4 月 2 日～昭和 17 年 4 月 1 日	320,900 円	323,900 円
		昭和 17 年 4 月 2 日～昭和 18 年 4 月 1 日	353,700 円	357,000 円
		昭和 18 年 4 月 2 日以降	386,400 円	390,100 円
	子 (※7)	2 人まで 1 人につき	222,400 円	224,500 円
	3 人目から 1 人につき	74,100 円	74,800 円	
障害共済年金の加給年金額 (65 歳未満の配偶者)			222,400 円	224,500 円
遺族共済年金の中高年齢寡婦加算額 (※8)			579,700 円	585,100 円

(※7) 18 歳に到達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるか、20 歳未満の障害の状態にある未婚の子に限ります。

(※8) 一定の条件を満たす遺族共済年金であって、受給者が 40 歳以上 65 歳未満の元組合員の妻に対する加算です。

#### ② 年金額の計算例

平成 26 年度の年金額（特例水準・従前額保障）の具体的な計算は、次のとおりです

1	厚生年金相当部分 (a + b) a 平均給与月額×旧給付乗率 (※9) ×平成 15 年 4 月以後の組合員期間の月数 $\times 1.031 \times 0.961$ b 平均給料月額×旧給付乗率 (※10) ×平成 15 年 3 月までの組合員期間の月数 $\times 1.031 \times 0.961$
2	職域年金相当部分 (a + b) a 平均給与月額×旧給付乗率 (※11) ×平成 15 年 4 月以後の組合員期間の月数 $\times 1.031 \times 0.961$ b 平均給料月額×旧給付乗率 (※12) ×平成 15 年 3 月までの組合員期間の月数 $\times 1.031 \times 0.961$
3	経過的加算 (65 歳以上の方のみ。) 定額単価 (1,676 円×生年月日に応じた率 (※13)) ×組合員期間の月数 (※14) $\times 0.961$ － 772,800 円×組合員期間のうち老齢基礎年金の額の算定の基礎となった月数/480 月 (※15)
4	加給年金額 (原則 65 歳以上で、かつ、組合員期間 20 年以上で対象者がいる場合。)
65 歳未満 1 + 2 = 年金額	
65 歳以上 1 + 2 + 3 (+ 4) = 年金額	

(※9) 昭和 21 年 4 月 2 日以後生まれの方は「5.481/1000」、昭和 21 年 4 月 1 日以前生まれの方は生年月日によって「7.308/1000～5.562/1000」となります。

(※10) 昭和 21 年 4 月 2 日以後生まれの方は「7.125/1000」、昭和 21 年 4 月 1 日以前生まれの方は生年月日によって「9.5/1000～7.230/1000」となります。

(※11) 組合員期間が 20 年以上で、昭和 21 年 4 月 2 日以後生まれの方は「1.096/1000」、昭和 21 年 4 月 1 日以前生まれの方は生年月日によって「0.365/1000～1.075/1000」となります。



組合員期間が 20 年未満で、昭和 21 年 4 月 2 日以後生まれの方は「0.548/1000」、昭和 21 年 4 月 1 日以前生まれの方は生年月日によって「0.183/1000～0.541/1000」となります。

(※12) 組合員期間が 20 年以上で、昭和 21 年 4 月 2 日以後生まれの方は「1.425/1000」、昭和 21 年 4 月 1 日以前生まれの方は生年月日によって「0.475/1000～1.397/1000」となります。

組合員期間が 20 年未満で、昭和 21 年 4 月 2 日以後生まれの方は「0.713/1000」、昭和 21 年 4 月 1 日以前生まれの方は生年月日によって「0.238/1000～0.703/1000」となります。

(※13) 昭和 21 年 4 月 2 日以後生まれの方は「1.000」、昭和 21 年 4 月 1 日以前生まれの方は生年月日によって「1.875～1.032」となります。

(※14) 昭和 21 年 4 月 2 日以後生まれの方は「480 月」が上限となります。昭和 21 年 4 月 1 日以前生まれの方は、生年月日によって「420 月～468 月」が上限となります。

(※15) 昭和 16 年 4 月 2 日以後生まれの方は「480 月」、昭和 16 年 4 月 1 日以前生まれの方は生年月日によって「300 月～468 月」となります。

平成 27 年度の年金額（従前額保障）の具体的な計算は、次のとおりです

1	厚生年金相当部分（a + b） a 平均給与月額×旧給付乗率（※9）×平成 15 年 4 月以後の組合員期間の月数×0.998（※16） b 平均給料月額×旧給付乗率（※10）×平成 15 年 3 月までの組合員期間の月数×0.998（※16）
2	職域年金相当部分（a + b） a 平均給与月額×旧給付乗率（※11）×平成 15 年 4 月以後の組合員期間の月数×0.998（※16） b 平均給料月額×旧給付乗率（※12）×平成 15 年 3 月までの組合員期間の月数×0.998（※16）
3	経過的加算（65 歳以上の方のみ。） 定額単価（ <u>1,626 円</u> ×生年月日に応じた率（※13））×組合員期間の月数（※14） － <u>780,100 円</u> ×組合員期間のうち老齢基礎年金の額の算定の基礎となった月数／480 月（※15）
4	加給年金額（原則 65 歳以上で、かつ、組合員期間 20 年以上で対象者がいる場合。）
65 歳未満	1 + 2 = 年金額
65 歳以上	1 + 2 + 3（+ 4）= 年金額

(※16) 従前額改定率は、生年月日に応じて次の 2 つに分かれます。

昭和 13 年 4 月 1 日以前生まれの方

$$0.986(\text{平成 26 年度の従前額改定率}) \times 1.023(\text{平成 27 年度の名目手取り賃金変動率}) \\ \times 0.991(\text{平成 27 年度のスライド調整率}) = \text{「1.000」}$$

昭和 13 年 4 月 2 日以後生まれの方

$$0.984(\text{平成 26 年度の従前額改定率}) \times 1.023(\text{平成 27 年度の名目手取り賃金変動率}) \\ \times 0.991(\text{平成 27 年度のスライド調整率}) = \text{「0.998」}$$

このように、平成 26 年度は給料比例部分（厚生年金相当部分と職域年金相当部分）の「1.031×0.961（＝0.991）」であった改定率が、昭和 13 年 4 月 1 日以前生まれの方は「1.000」、昭和 13 年 4 月 2 日以後生まれの方は「0.998」になることで、年金額が引き上げられることとなります。

よって、改定前の年金額を直接 0.9%（昭和 13 年 4 月 2 日以後生まれの方の給料比例部分は 0.7%）引き上げた額とは必ずしも一致しません。

#### 4 よくあるご質問

##### Q1: 他の公的年金も、共済年金と同様に年金額が上がっているのですか。

A 1 : 国民年金の平成 27 年 4 月分以降の年金額は、0.9%の引上げとなっています。具体的に老齢基礎年金の場合、平成 27 年 3 月分までは 772,800 円（満額支給額）でしたが、今回の改定により、平成 27 年 4 月分からは 780,100 円（満額支給額）となりました。

厚生年金保険などの他の被用者年金の給料比例部分は、共済年金と同様に、生年月日と被保険者期間の時期等により、0.9%（昭和 13 年度以降生まれの方は 0.7%）以上の引上げとなっています。

##### Q2: なぜ、本則と従前額保障の2つの計算式があるのですか。

A 2 : 平成 12 年の年金制度改正の際、少子・高齢化の発展、経済の低成長の中で将来とも安心して年金が受給できる制度とするため、給付と負担の均衡を図り、将来の世代の負担を過重にしないため、将来の給付総額の伸びを抑制する方策の一つとして、給付水準（給料比例部分）の 5%適正化（引下げ）を図ることとしました。

本則は、賃金・物価スライドを加味した毎年度水準の再評価率を用いた平均給与（給料）月額と、5%適正化（引下げ）後の新給付乗率を用いて計算します。

ただし、急激な年金額の低下を防ぐため、平成 6 年水準の再評価率を用いた平均給与（給料）月額と、5%適正化（引下げ）前の旧給付乗率、物価変動率（平成 16 年以降は物価の伸びが賃金の伸びを上回るときは賃金の伸び）を用いて計算した年金額を従前額保障とし、従前額保障の年金額が本則の年金額を上回る間は、従前額保障を保障することになっています。

##### Q3: 本則に該当する人と従前額保障に該当する人の違いを教えてください。

A 3 : 受給者の方の生年月日、組合員期間を有していた時期、また、その当時の給料の額により、お一人ずつ異なります。



## Q4： 私の年金は下がっているのですが、なぜですか。

A 4： 年金の支給額が減額になる主な理由としては、次の事由が考えられます。

### 1 決定年金額が減額改定となる主な理由

#### (1) 配偶者または子の年齢到達に伴い加給年金額の加算がなくなる場合

平成 27 年 3 月または 4 月に配偶者が 65 歳に到達した場合は、その翌月（4 月分または 5 月分）から加給年金額の加算がなくなります。

また、平成 8 年 4 月 2 日から平成 9 年 4 月 1 日生まれの子は、平成 27 年 3 月 31 日をもって 18 歳到達年度の末日を終了することから、その翌月（4 月分）から加給年金額の加算がなくなります。

#### (2) 遺族共済年金受給者（妻）が 65 歳に到達し、中高齢寡婦加算が経過的中高齢寡婦加算に切り替わる場合

遺族共済年金受給者（妻）が 65 歳に到達すると、ご自身の国民年金の老齢基礎年金の受給できるようになるため、遺族共済年金に加算されていた中高齢寡婦加算がなくなり、かわって経過的中高齢寡婦加算が加算されることとなります。

なお、経過的中高齢寡婦加算に切り替わる時期または切り替え後の額は、次表のとおり生年月日により異なります。

生年月日	3 月分まで	4 月分から	5 月分から
昭和 25 年 3 月 2 日～4 月 1 日	579,700 円 (a)	136,500 円 (b)	136,500 円 (b)
昭和 25 年 4 月 2 日～5 月 1 日	579,700 円 (a)	585,100 円 (a)	117,000 円 (b)

(a) 65 歳未満の中高年齢寡婦加算

(b) 65 歳到達による経過的中高年齢寡婦加算

### 2 加給年金額が停止となる場合

加給年金額対象者である配偶者が、自身の年金（被用者年金制度に 20 年以上（20 年以上とみなされる場合を含む。）加入したものまたは障害給付）を受給することとなった場合は、加給年金額の加算が停止となり、支給年金額が減額となります。

### 3 保険料の特別徴収額が変更になる場合

年金から、介護保険料、後期高齢者医療保険料（または国民健康保険料）、個人住民税が特別徴収されている場合がありますが、これは個々の受給者の方の状況により、お住まいの市区町村が決定しているものです。

徴収の有無や徴収額の変更に伴い、支給年金額が減額となる場合もありますが、保険料等の徴収に係る変更の理由などにつきましては、お住まいの市区町村の担当課の窓口へお問い合わせください。